

○ 西いぶり広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成 12 年 3 月 28 日
条 例 第 1 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(室蘭市条例の準用)

第 2 条 この条例の施行については、室蘭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年室蘭市条例第 2 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。